

社会教育施設の使用料減免について

現 行

社会教育関係団体 登録制度

- 対象団体
社会教育法に規定された
社会教育関係団体
(現在23団体)
- 対象施設
中央公民館、サンフレア
こが、市民体育館、学校
体育施設、球技場、武道
館

公民館使用料減免団体 登録制度

- 対象団体
教育委員会が公益上、特
に必要と認めた団体
(現在78団体)
- 対象施設
中央公民館

改 正 案

(仮)古賀市社会教育施設使用料減免団体 登録制度

- 対象団体
教育委員会が公益上、特に必要と認めた団体
- 社会貢献を目的とした公益団体を減免する
 - 団体規約により活動目的を審査する
 - 活動実績報告により社会貢献度を審査する
- 対象施設
(仮)古賀市生涯学習センター(旧中央公民館・旧サンフレアこが、新研修棟)、市民体育館、学校体育施設、球技場、武道館